

第1部 原子力災害応急対策

第1章 原子力災害対応の基本

第1節 基本的な考え方

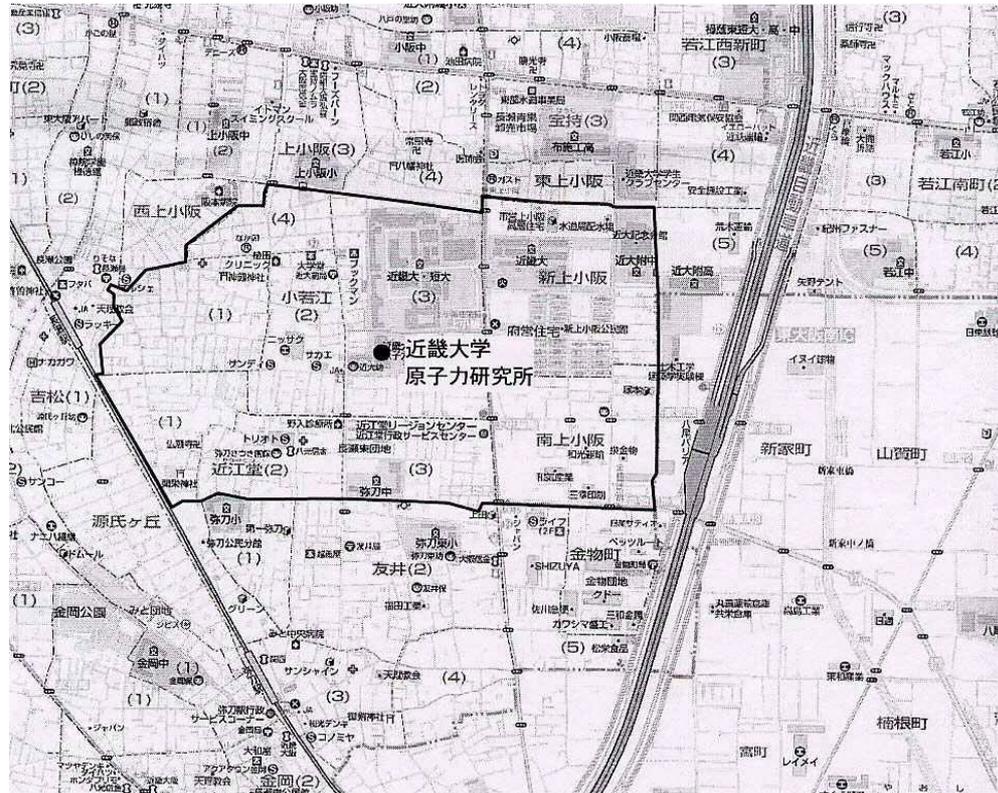
原子力災害の特殊性に鑑み、防災関係機関及び原子力事業者等は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じるものとする。

また、原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）についても、事故に対する周辺住民の不安、動揺等の緩和を図るため、事故の状況に応じて、周辺住民への情報提供、注意喚起を行うなどの対策を講じるものとする。なお、具体的な緊急事態応急対策の実施に際しては、文部科学省が定める「大阪府東大阪オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

また、この編に定めのない事項については、第3編 地震災害対策編及び第4編 風水害対策編に準拠するものとする。

第2節 防災対策広報を重点的に充実すべき地域の範囲等

小若江1～4丁目、近江堂1丁目の一部・2～3丁目、新上小阪、南上小阪の住居表示地域までを防災対策広報を重点的に充実すべき地域とする。



防災対策広報を重点的に充実すべき地域

第2章 災害応急対策

第1節 初動体制

《実施担当》防災体制部局等

| |
|---------|
| 事務局、消防局 |
|---------|

第1 原子力事故発生情報受信機関の活動

1. 消防局が、原子力施設において、消防活動を必要とする事故発生の情報を受信した場合には、危機管理室に速やかに連絡するとともに、出来る限り被害情報等の収集に努め、逐次危機管理室にその旨を連絡するものとする。
2. 危機管理室において、応急対策の実施が必要となるおそれのある原子力事故発生の情報を受信した場合には、消防局、大阪府警察、近畿大学及びOFC（149頁参照）と連絡を密にし、被害情報等の収集・分析を行うものとする。

第2 危機管理室内調整会議の開催

危機管理室長は、前項の原子力事故発生の情報を受けた場合には、危機管理監に直ちに報告するとともに、危機管理室員を招集して、次に掲げる事項について応急対策の検討を行うものとする。

- (1) 災害発生情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (2) OFC派遣職員との連絡調整に関すること
- (3) 大阪府、大阪府警察等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 職員の配備体制に関すること
- (5) 原子力事故対策会議開催、災害対策本部設置の必要性に関すること
- (6) 原子力事故対策会議が開催若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

第3 緊急出動

消防局長は、救助救急事故又は火災等により被害が拡大するおそれがある場合等、前項の危機管理室内調整会議の結果に基づく指令を待ついとまがないと判断した場合は、消防隊等を緊急出動させることが出来るものとする。

なお、この場合現場情報をその都度危機管理室長に連絡すること。

第2節 災害対策本部の設置等

《実施担当》防災体制部局等

| |
|-----|
| 全部局 |
|-----|

第1 原子力事故対策会議の開催

市長は、次の基準に該当する場合には、本庁舎において原子力事故対策会議を開催する。

1. 開催基準

- (1) 警戒配備期
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

2. 議長及び副議長

- (1) 市長を議長とし、副市長を副議長とする。
- (2) 議長が不在の場合は、副市長が議事進行するものとする。
- (3) 議長の在席をもって会議を開催するものとする。

3. 廃止基準

- (1) 応急対策がおおむね完了したとき
- (2) 災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他市長が必要がないと認めたとき

4. 議事事項

- (1) 情報の収集・伝達、広報に関すること
- (2) 避難誘導、医療体制に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (5) 災害対策本部の設置に関すること
- (6) O F Cにおける現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- (7) 緊急時モニタリングの実施に関すること
- (8) その他応急対策に関すること

5. 会議構成員

市長、副市長、危機管理監のほか市長が予め指名した者、市長公室長、経営企画部長、行政管理部長、財務部長、市民生活部長、福祉部長、健康部長、総合病院事務局長、消防局長、上下水道事業管理者、教育長、保健所長及び危機管理室員とする。

第2 OFC派遣職員の事前指定

| 任務または部名 | 警戒配備期 | 非常配備期 |
|---------|-------------|-------------|
| 統括者 | 危機管理室長 | 副市長 |
| 事務局等 | 危機管理室員等 12名 | 危機管理室長以下13名 |
| 消防局 | 消防局職員 3名 | 消防局警防部長以下3名 |

第3 災害対策本部の設置

市長は次の基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

1. 設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (2) 大阪府又は国から本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- (3) その他市長が認めたとき

2. 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他本部長が適当と認めたとき

第4 東大阪市原子力災害現地対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則としてOFCに東大阪市原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1. 設置基準

- (1) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2. 廃止基準

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- (2) 災害対策本部長が必要ないと認めたとき

3. 所掌事務

- (1) 災害状況の把握、本部への報告
- (2) 市が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること

- (3) 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 必要な応援要員と応援期間、集結場所等の指定
- (5) 現地原子力災害対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (6) 災害対策本部長の特命事務
- (7) その他必要な事項

4. 組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員その他の職員を置く。

- (1) 現地本部長は、副市長が指揮を行う。副市長不在の場合は他の副市長が、他の副市長が不在の場合は危機管理監又は市長が予め指名した者のいずれか1名とする。
- (2) 現地副本部長は、危機管理室長および消防局警防部長の2名とする。
- (3) 現地本部員、その他の職員は、事故対策会議構成員の中から本部長が指名する職員若干名とする。

第3節 原子力災害の動員配備基準

《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 原子力施設での災害動員配備基準

原子力災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

| 配備体制 | 災害事象分類に基づく 配備時期 | 活 動 内 容 | 参集者 |
|------|--------------------|--|---|
| 事前配備 | 0 | 消防局から事故の概要を危機管理室へ連絡 | |
| | 1 | 危機管理監を含む危機管理室内調整会議 | 危機管理監 危機管理室員 |
| 警戒配備 | 2 | OFCへの職員の派遣 原子力事故対策会議の開催 現地事故対策連絡会議に参加 | 上記事前配備の参集者 及び部長職以上、総務 担当課長並びにOFC 派遣職員としてあらか じめ指名されているも の |
| 非常配備 | 3 | 災害対策本部の設置 東大阪市現地本部の設置 | A号配備 上記警戒配備の参集職 員を含め2分の1程度 の職員 |
| | | (国の現地対策本部長がOFCに到着していない場合) OFCへの職員の派遣 現地事故対策連絡会議に参加 | |
| | | OFC派遣職員の増員 (国の現地対策本部長がOFCに到着した場合) 国が設置する現地対策本部及び原子力災害合同対 策協議会（以下「合同対策協議会」という。）への 参加職員並びにOFC派遣職員の増員 | B号配備 全職員（市長が必要と 判断したとき） |

※ 災害事象分類0の場合、危機管理室内調整会議は、開催しない。

資料6-1：職員動員配備計画表

第2 動員配備指令

動員配備指令は、本部長の命を受けて、行政管理部長が危機管理監と協議のうえ、動員配備基準により緊急情報収集伝達計画に基づき、各部局の総務担当課長に発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、該当職員に連絡するものとする。なお、必要に応じて、特定の部に対して一定の指令を発する、又は動員配備基準と異なる指令を発することができる。

第3 動員配備指令の伝達

動員配備指令の伝達は、次の経路及び手段により速やかに行うものとする。

このため総務担当課長は、常に所属職員の住所録を整備し、連絡の方法等をあらかじめ定め、配備体制が速やかにとれるようにしておかなければならない。

1. 伝達経路



2. 伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 庁内放送
- (3) 電話
- (4) 広報車

第4節 参集等

《実施担当》防災体制部局等

全部局（消防局については、別途警防規程による体制とする。）

第1 非常参集

職員は、夜間、休日等の勤務時間外に配備指令を受けたときは、速やかに所定の場所へ参集し、防災活動に従事することとする。

ただし、次の者については、非常参集を要しないものとする。

1. 心身の故障により許可を受けて休暇中の者
2. その他やむを得ず部長が参集を要しないと認めた者

「大阪府東大阪オフサイトセンター運営要領」により、あらかじめ指名された職員が前2項に該当したときは、速やかに代理者を指名すること。

第2 動員報告

各部局の総務班は、動員配備指令に基づき職員を招集したときは、参集職員の状況を取りまとめ、様式4により事務局に30分ごとに報告するものとする。ただし、参集状況に変更がないときは口頭による報告とし、文書による報告は省略することができる。

第3 応援職員の動員

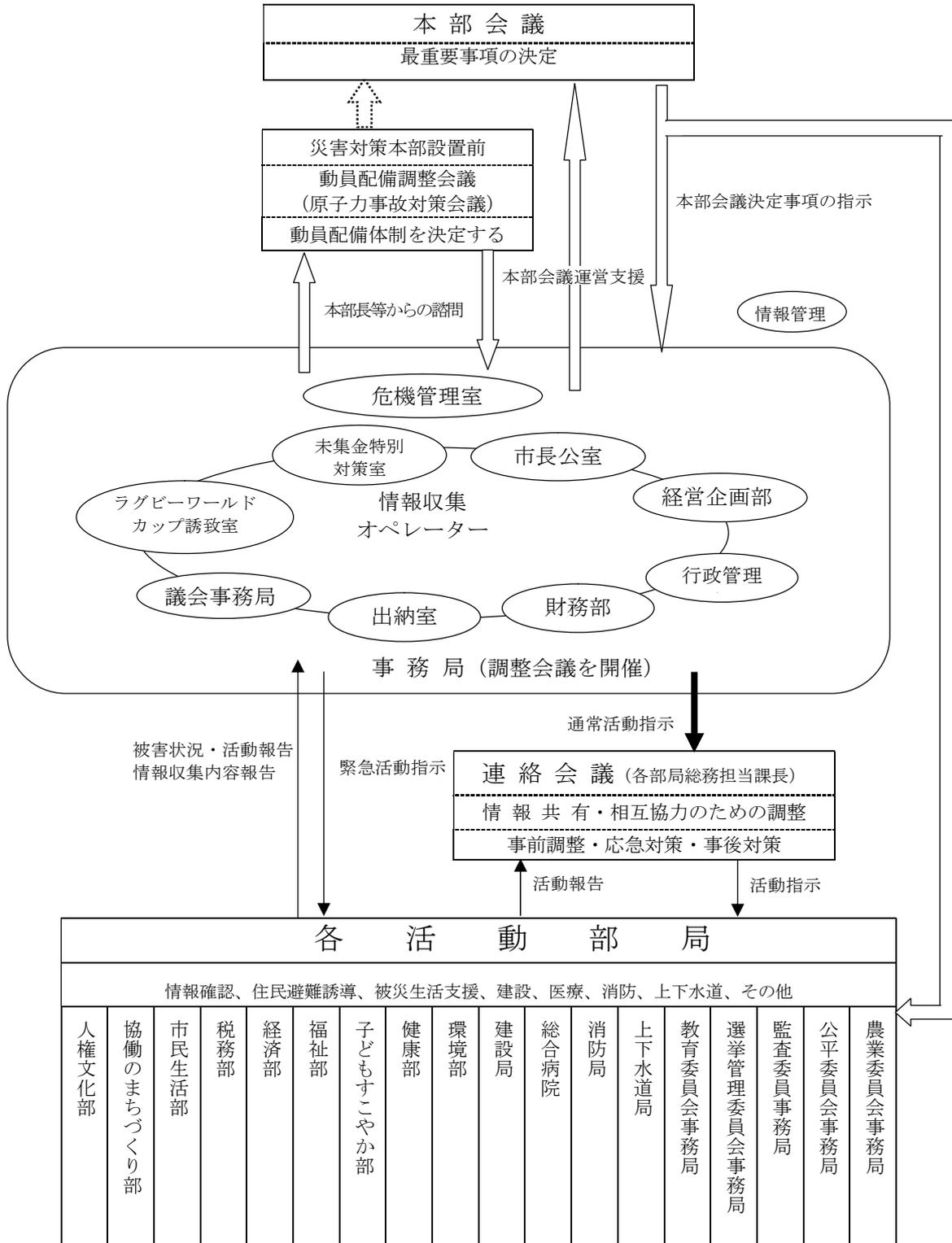
災害対策本部が設置され、災害応急対策活動の実施に際し、各部長は、部内の職員で不足する場合は、事務局に応援を要請する。行政管理部人事班長は、要請に基づきその対応に努める。市の職員をもっても不足するときは、事務局を通じて大阪府、近隣市町村、協定市町村、民間団体等に応援を要請・依頼する。

第5節 原子力災害時の組織体系

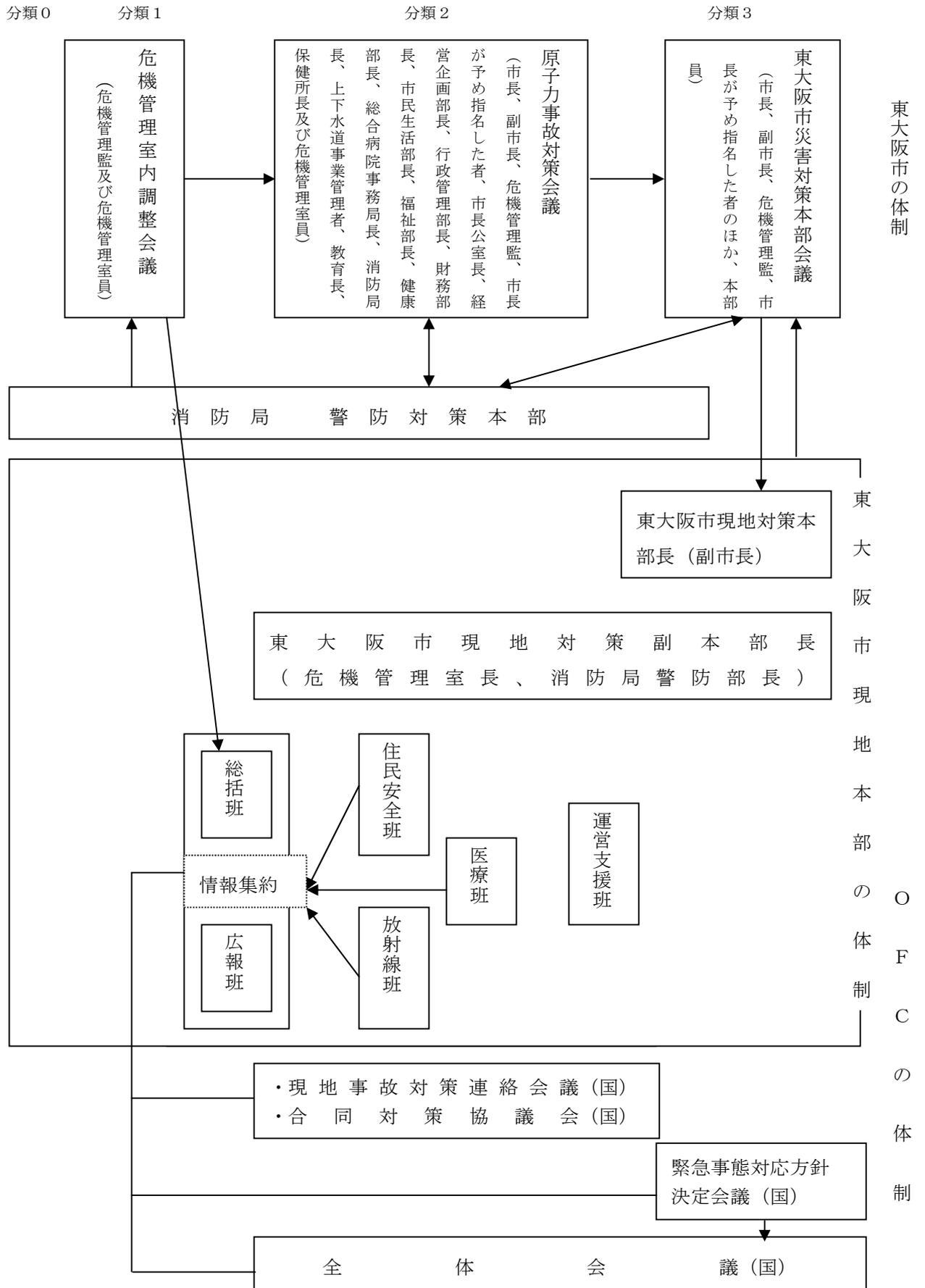
《実施担当》防災体制部局等

全部局

第1 災害時活動体系



第2 本部体制とOFC内の体制（現地本部）の組織図



○ F C 派遣時の班は次の防災部局班が対応する。

| ○ F C 派遣時の班名 | 防災体制部局班名 |
|--------------|--|
| 総括班 | 危機管理室 指揮班 |
| 広報班 | 経営企画部 広報班 |
| 住民安全班 | 協働のまちづくり部 避難所班 市民生活部 総務班 消防局 警備班 |
| 放射線班 | 健康部 衛生班 |
| 医療班 | 健康部 総務班 保健班、 総合病院 医療班 |
| 運営支援班 | 行政管理部 総務班、消防局 総務班 |

第6節 災害情報の収集伝達

《実施担当》防災体制部局等

| |
|---------|
| 事務局、消防局 |
|---------|

防災関係機関及び原子力事業者は、原子力施設内で災害事象が発生したときは、被害の拡大を防止し、傷病者等を救護するため、互に連携協力し、状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 消防活動事象の発生時の連絡

1. 消火活動を必要とするとき

原子力事業者は、原子力施設内で消火活動を必要とする事象を発見したときは、消防局に通報するものとする。その際、燃焼物、燃焼規模、燃焼位置、傷病者の有無及び核燃料物質及び放射性同位元素等への影響等の情報を提供するものとする。

2. 救助救急事象発生時の連絡

原子力事業者は、原子力施設内で救助救急活動を必要とする事象を発見したときは、消防局に通報するものとする。その際、傷病者の負傷部位、程度、受傷原因及び核燃料物質及び放射性同位元素等への影響等の情報を提供するものとする。

3. 危機管理室への連絡

消防局が前2項の通報を受信したときは、危機管理室へ連絡するものとする。

4. 危機管理室の情報収集と伝達

危機管理室が前項の連絡を受けたときは、大阪府、大阪府警察及びOFCに連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者から災害事象概要を聴取するものとする。

第2 特定事象発生情報等の連絡

1. 特定事象発生通報があったとき

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、市、大阪府、消防機関、安全規制担当省庁、原子力防災専門官等に同時にファクシミリで通報し、市、大阪府、安全規制担当省庁、原子力防災専門官等に対しその着信を確認する。

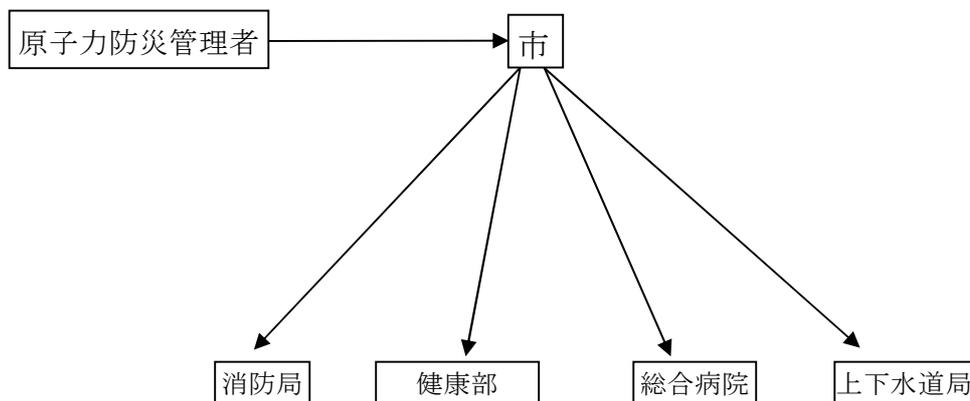
2. 大阪府が設置する放射線測定設備で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき
危機管理室及び消防局は、大阪府及び原子力事業者から通報がない場合において、大阪府が設置している放射線測定設備により、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見したときは、直ちに大阪府に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

第3 応急対策活動の情報連絡

1. 特定事象発生後の情報連絡

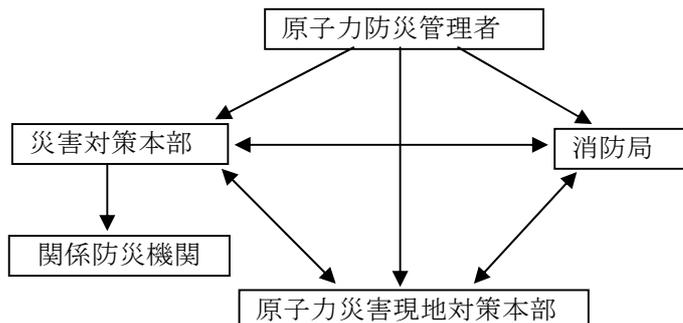
- (1) 原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を、市、大阪府、安全規制担当省庁、原子力防災専門官等に定期的に文書をもって連絡する。
- (2) 市が、原子力事業者からの特定事象発生の通報を確認した後、又は大阪府が設置する環境放射線監視設備により特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したときは、直ちに、放射線量や被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うよう関係防災機関へ通報するとともに、情報を迅速に伝達し相互に連絡体制を強化する。

連絡体系



2. 原子力緊急事態宣言発出後

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、大阪府、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、市が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を合同対策協議会等（OFC内）に随時連絡する。



第7節 災害広報

《実施担当》防災体制部局等

| |
|-----|
| 事務局 |
|-----|

第1 災害広報

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

市民等への情報提供にあたっては国、大阪府及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

また、合同対策協議会の場を通じて対応方針を十分に確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

1. 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- ア. 事象の概要
- イ. 事象発生事業所における対策の状況
- ウ. 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ. その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 特定事象発生時の広報

- ア. 事故の概要
- イ. 事故発生事業所における対策の状況
- ウ. 市民のとるべき措置及び注意事項
- エ. 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- オ. その他必要と認める事項

(3) その後の広報

- ア. 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ. 大阪府、市及び防災関係機関の対策状況
- ウ. 市民のとるべき措置及び注意事項
- エ. 医療機関などの生活関連情報
- オ. 交通規制情報
- カ. その他必要と認める事項

2. 広報の方法

- (1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関等への情報提供を行うとともに、現場活動時において可能な限り、現場広報を行う。
- (2) 特定事象発生時以降の方法
 - ア. 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
 - イ. 視覚障害者、聴覚障害者等災害時要援護者に対する点字やファクシミリ等の活用

3. 事故時の広報体制

- (1) 広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア. 広報資料の作成
 - イ. 国・大阪府をはじめ防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

市は、国及び大阪府とともに報道機関と連携して広報活動を実施するものとする。

1. 報道機関への情報提供

事故に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

市は、状況に応じ国・大阪府と連携して、プレスセンターを設置し、総合的な情報の提供を行う。

2. 災害時要援護者に配慮した広報

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者や外国人等に配慮した広報を行う。

3. 緊急放送の依頼

市は、災害対策基本法の規定により日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業所に対して、緊急放送を求めることができる。

第3 広聴

市は、市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第8節 放射性物質及び放射線の影響の早期把握のための活動（緊急時モニタリング等の実施）

《実施担当》 防災体制部局等

| |
|---------|
| 事務局、健康部 |
|---------|

市は、特定事象の発生あるいは原子力緊急事態発生後、速やかに、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するために、放射線班（防災体制部局班の衛生班）を編成し大阪府の行う緊急時モニタリングに協力する。

第1 特定事象発生以降

放射線班は、必要によりOFCに集結し、大阪府の行うモニタリング結果等の情報収集に努めるものとする。

第2 関係機関等への協力要請

1. 情報の提供の要請

本市災害対策本部または国・大阪府による災害対策本部が未設置のときは、危機管理室は、原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けた場合には、大阪府と調整し、直ちに事故発生事業所及び大阪管区气象台に対して、緊急時モニタリングの実施に当たり気象情報等の必要な情報の提供を要請する。

2. 緊急時モニタリングに対する応援

緊急時モニタリングは、大阪府と協議調整し行うものとする。

第9節 広域応援等の要請・受入れ

《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局

市民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。

市長は、東大阪市単独では十分に応急措置が実施できない場合、知事に対して速やかに関係機関の応援要請を要求する。

第1 応援要請の要求要領

1. 要請の要求方法

被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請の要求を行い、後日文書を速やかに提出する。

2. 広域応援の内容

関係市町における救援・救護及び災害応急・事後対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん。

第2 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等（尼崎市）に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

第3 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認められた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市民の救助、救出のため及び燃焼を阻止するため、知事に対して緊急消防援助隊の派遣について要請を要求することができる。

第5 広域応援等の受入れ

広域応援等の要請を要求した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、対策拠点施設、広域防災拠点等適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第10節 自衛隊の災害派遣要請

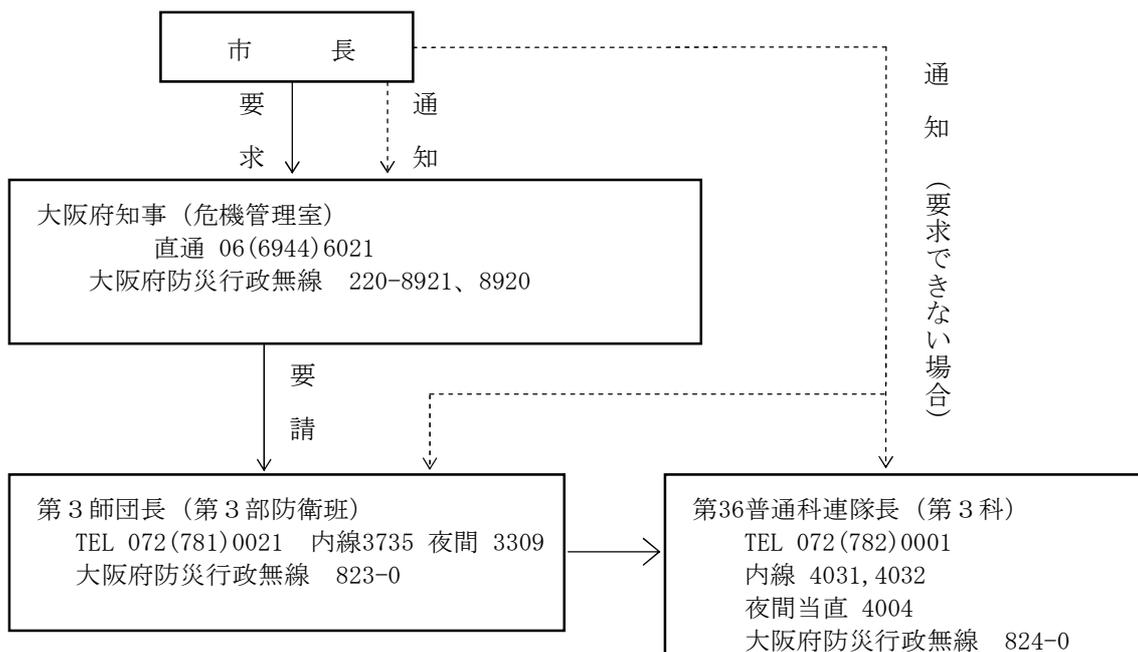
《実施担当》防災体制部局等

事務局

市長は、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図り、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第1 自衛隊の派遣要請

1. 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出するものとする。
2. 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知するものとする。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。



第2 派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れにあたって、次の事項に留意する。

1. 市長の自衛隊の災害派遣要請の要求により、自衛隊が派遣される場合は、緊急事態応急対策実施区域等へ誘導するものとする。この場合、警察官に誘導の要請ができるものとする。
2. 市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
3. 市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、東大阪市現地本部員の中から連絡担当者を指名する。

4. 大阪府及び市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1. モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリングを支援する。

2. 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

3. 避難の援助

屋内退避・避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、退避者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

4. 行方不明者の捜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、負傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

5. 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。

6. 応急医療及び救護

被災者又は被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

7. 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

8. 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

第4 撤収要請

市長は、知事に対して、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収要請の要求をする。

第 1 1 節 防災業務関係者の安全確保

《実施担当》防災体制部局等

事務局、健康部、総合病院、消防局

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、大阪府、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に努める。

第 1 防護対策

1. 市は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着等必要な配置を図るよう指示する。
2. 市は、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、防護資機材の調達を行う。

第 2 防災業務関係者の被ばく管理

1. 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関の責任において行う。市は、市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を東大阪市現地本部に置く。
2. 市は、大阪府と協力し、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うため、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。
さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国・大阪府に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

第 3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

防災業務関係者（ただし、他の法令等により線量当量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

- ・指標 : 実効線量で 50 mSv を上限とする。
ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100 mSv を上限とする。
また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
目の水晶体：等価線量で 300 mSv を上限とする。
皮膚：等価線量で 1 Sv を上限とする。

第12節 屋内退避・避難誘導

《実施担当》防災体制部局等

事務局、人権文化部、協働のまちづくり部、市民生活部、福祉部、健康部、環境部、建設局、消防局

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、屋内退避又は避難のための勧告、指示をし、安全に避難誘導するとともに、これら避難者及び居住場所を失った者を、一時的に收容するための避難に関する計画である。

第1 屋内退避及び避難に関する指標

市は、原則として緊急時モニタリングの結果等により、予測線量当量が、次表の「屋内退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合又は内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民等に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

屋内退避及び避難に関する指標

| 予測線量（単位：mSv） | | 防護対策の内容 |
|--------------|---|--|
| 外部被ばくによる実効線量 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 | |
| 10 ～ 50 | 100 ～ 500 | 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。 |
| 50 以上 | 500 以上 | 住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。 |

注1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示が行われる。

- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

第2 屋内退避・避難の勧告・指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のため立退き又は屋内退避の勧告・指示を行う。

1. 勧告・指示実施責任者

- (1) 市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告・指示する。（原災法15条及び28条、災害対策基本法60条）
- (2) 知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（原災法28条、災害対策基本法60条）
- (3) 警察官は、市長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。（原災法28条、災害対策基本法61条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。（自衛隊法94条）

2. 避難等の勧告・指示及び市民への伝達

予測線量が、屋内退避及び避難に関する指標に示す数値に至ったとき市長等は、勧告又は指示にあたっては、屋内退避又は避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

3. 避難路の確保

大阪府、大阪府警察、市及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 避難者の誘導

1. 市

市民の避難誘導は、警察官の協力を得て、職員が自主防災組織、自治会等と連携して、できる限り集団避難により行うこととし、災害時要援護者を優先するものとする。これら災害時要援護者の確認と誘導については、「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に則して配慮する。また、避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所には誘導員の配置、誘導ロープの設置、また夜間においては、可能な限り照明器具等を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 警戒区域の設定

警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1. 設定者

- (1) 市長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (2) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（原災法28条、災害対策基本法73条）
- (3) 警察官は、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

2. 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講じるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第13節 避難所の開設・運営

《実施担当》防災体制部局等

人権文化部、協働のまちづくり部、市民生活部

原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は災害対策本部会議等の決定に基づき、避難を必要とする市民を一時的に収容し保護することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 避難所の開設

原子力災害時の避難所は、第1次避難所のうち、下表のとおりとする。

原子力災害時の避難所

| 自治連合会校区 | 第1次避難所 |
|---------|---------------|
| 上小阪 | 上小阪小学校、上小阪中学校 |
| 弥刀 | 弥刀小学校、 |
| 弥刀東 | 弥刀東小学校 |

これらの避難所を開設しても不足する場合は、他の第1次避難所の中から、適宜避難所を開設する。第1次避難所を開設しても不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設する。

必要により、大阪府に対して大阪府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を要請するものとする。

1. 勤務時間内に避難所を開設する場合

事務局の指示により、第1次避難所の施設管理者が避難所を開設する。

2. 勤務時間外に避難所を開設する場合

事務局の指示により、避難所配備職員が、施設の警備担当等と協力して第1次避難所を開設する。

第2 避難所の管理、運営

避難所配備職員は、自主防災組織・自治会等の協力を得て、避難者を収容し保護するなど、その管理運営にあたるものとする。

1. 避難所には、管理責任者を避難所配備職員の中から選任して置く。

2. 管理責任者は、避難所の管理運営を総括するとともに、適宜その状況を市民生活部を通じて事

務局に報告する。

3. 管理運営の内容は、次のとおりである。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 災害時要援護者の把握及び配慮
- (5) 避難者の自主・自立を目指す。
- (6) 生活環境への配慮

第 1 4 節 医療救護活動

《実施担当》防災体制部局等

健康部、総合病院

市は、現地に救護所を設置するとともに、医療班を派遣し、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生じる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

また、市単独では十分対応できない程度の事象が発生した場合は、医師会、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医師の派遣要請を行う。

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、医療班及び衛生班をO F Cに派遣する。

第 1 医療救護活動

医療班は、必要に応じて、国の緊急被ばく医療派遣チーム及び大阪府の医療対策班の指導を受け、被ばく者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請するものとする。

第 2 被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送

市は、被ばく者等の放射線障害専門病院等への搬送について、必要と認めた場合は、次の医療機関に搬送するものとし、消防局に対し搬送手段の優先的確保、または自衛隊に対し搬送支援などの要請を要求するものとする。

被ばく者の搬送先病院

一次

東大阪市西岩田 3-4-5 中河内救命救急センター 06-6785-6166

二次

大阪市中央区法円坂2-1-14 国立病院機構 大阪医療センター 06-6942-1331

第15節 飲料水、飲食物の摂取制限等

《実施担当》防災体制部局等

協働のまちづくり部、市民生活部、経済部、健康部、上下水道局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、緊急時モニタリング結果に基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、大阪府の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

飲食物摂取制限に関する指標

| 対 象 | 放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I) |
|---------------|---|
| 飲 料 水 | 3×10 ² Bq / kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類(根菜、芋類を除く) | 2×10 ³ Bq / kg 以上 |

| 対 象 | 放射性セシウム |
|-----------|------------------------------|
| 飲 料 水 | 2×10 ² Bq / kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野 菜 類 | 5×10 ² Bq / kg 以上 |
| 穀 類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | |

| 対 象 | ウラン |
|-----------|------------------------------|
| 飲 料 水 | 20Bq / kg以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野 菜 類 | 1×10 ² Bq / kg 以上 |
| 穀 類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | |

第2 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、大阪広域水道企業団及び防災関係機関と協力して関係住民への給水車等による応急給水、備蓄食料及び市内等の業者からの調達による応急食料の供給を行う。

第16節 交通規制・緊急輸送活動

《実施担当》防災体制部局等

事務局、建設局、消防局、各部局

大阪府警察及び道路管理者は、原子力緊急事態の発出があった場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第5節 交通の緊急確保に準じて実施する。

市をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第6節 輸送体制の確保に基づき緊急輸送活動に努める。

第 17 節 救助・救急活動

《実施担当》防災体制部局等

事務局、消防局

市は、緊急事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努め、大阪府警察、関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救助・救急活動を実施するものとする。

なお、市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村などに応援を要請する。

市は応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

第 18 節 社会秩序の維持

《実施担当》防災体制部局等

| |
|-----|
| 事務局 |
|-----|

市をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図る。

第 1 市民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第 2 警備活動

大阪府警察は、応急対策実施区域及びその周辺における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

第3章 その他の原子力災害

第1節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

《実施担当》防災体制部局等

| |
|-----|
| 全部局 |
|-----|

市内において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{sv/h}$ 以上の放射線量が検出されるなど）場合及び原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本章に定める内容を準用して、市、大阪府、防災関係機関及び原子力事業者は迅速かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

第2節 その他原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故に対する応急対策

《実施担当》防災体制部局等

| |
|-----|
| 全部局 |
|-----|

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、本計画に準じて、必要な応急対策を講じるものとする。

第2部 原子力災害復旧対策

《実施担当》防災体制部局等

全部局

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった以後において、原子力災害からの速やかな復旧が図れるよう原子力災害復旧対策を推進する。

第1 放射性物質による汚染の除去等

大阪府、市をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

第2 各種制限措置の解除

市は、大阪府からの解除の指示又は要請に基づき、各種制限措置を解除する。

第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、大阪府とともに、原子力緊急事態解除宣言後、防災関係機関及び原子力事業者と協力して、環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。

第4 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の登録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を登録するとともに、その結果を大阪府に報告する。

2. 損害調査の実施

市は、住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を大阪府に報告する。

3. 緊急事態応急対策措置状況の記録

市は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

第5 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び大阪府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第6 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び大阪府とともに、原子力事業所の周辺地域の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。